

富士河口湖町ホームページ広告掲載要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、富士河口湖町ホームページ広告掲載に関する要綱に定めるもののほか富士河口湖町のホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類）

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

（広告の範囲）

第3条 町ホームページに掲載する広告の範囲は、富士河口湖町ホームページ広告掲載に関する要綱第3条に定めるものとする。

（規格及びデザイン）

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画面表示は、縦90ピクセル、横190ピクセルとする。
- (2) データの形式はGIF、JPEG形式とし、容量は30キロバイト以内とする。

2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の事業であると誤解されるおそれのあるもの
- (2) 町ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの
- (3) 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないとするもの

（掲載料）

第5条 広告の掲載料は、月額5,000円とする。

（掲載料の減額）

第6条 第5条の掲載料について、町長が特別に認めるものについては、掲載料を減額することができる。

（掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間とし、1か月を単位に、最大12か月連続して掲載することができる。

（掲載位置及び掲載数）

第8条 広告掲載の枠数は8枠とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。なお、同一の広告主に対し1回1枠とする。ただし、募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠の掲載を認めることができる。

2 広告の掲載位置は、町ホームページで町長が指定した位置とする。

（広告掲載の募集）

第9条 広告掲載希望者の募集は、公募によるものとし、募集は、毎年1月に次年度

分の広告を一括して町ホームページ等により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

(掲載の優先順位)

第10条 町長は、広告掲載希望者が第7条に規定する掲載数を超えた場合には、富士河口湖町ホームページ広告掲載に関する要綱第3条の優先順位により掲載者を決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- 2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第7条に規定する掲載数を超えるときは、申し込み順位によるものとする。

(広告原稿の作成及び費用)

第11条 広告主は、広告の原稿を町長が指定する記録媒体等により、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載期間の延長)

第12条 広告掲載期間内に、町の都合により町ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、町ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。